

人事委員会規則七―〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則七―〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

規則七―〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表六級の項中「、甚或活カ推進、研究推進」を削り、「容易振進」を「マスター振進、容易振進」に改め、同表八級の項中「、専攻修進」を削り、同表九級の項中「、甚カ進出、専攻修進」を削る。

別表第一ニの表三級の項中「副館長又は」を「副館長又は主任技師セクター等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。